

事務所通信

当事務所は認定経営革新等支援機関です

智創税理士法人 広島事務所

〒722-1115 広島県世羅郡世羅町西神崎958番地の1
TEL 0847-22-3211 FAX 0847-22-3213
E-mail apollon@tkcnf.or.jp(所長用)
mmc.matsuura@tkcnf.or.jp(事務所用)
URL <http://www.matsuura-apollon.jp>

10

令和6年
2024

税務 「インボイス」再点検! 免税事業者等との取引

税務 知っておきたい「生前贈与」のイロハ

労務 どうする? 従業員の「副業」

トピック SNS時代の必須リテラシー「著作権」のきほん

Yuki Sugiyama

今月のことば

身を^{もっ}以て人を^{ひき}率ゆ

上杉鷹山
(米沢藩主)

「インボイス」再点検! 免税事業者等との取引

インボイス制度導入から1年が経過しました。インボイス発行事業者間の取引については、実務上の混乱は少なくなってきましたが、注意が必要なのは免税事業者等との取引です。免税事業者等からの仕入れに係る原則や経過措置を受けるための要件等を再確認しましょう。

あらためて確認しよう!

免税事業者等からの仕入れに係る経過措置

▶原則：買手は仕入税額控除ができない

インボイス制度では、買手が仕入税額控除の適用を受けるには、原則として、売手が発行したインボイスの保存が必要です。

したがって、免税事業者や適格請求書発行事業者登録を受けていない課税事業者等の、インボイスを発行できない取引先からの課税仕入れについては、原則として、仕入税額控除の適用を受けることができません。

▶経過措置：令和11年9月30日までは

一定割合の仕入税額控除が可能

免税事業者等からの課税仕入れであっても、経過措置として、令和8年9月30日までは仕入税額相当額の80%、令和11年9月30日までは同50%について、仕入税額控除を受けることができます。

ただし、この経過措置の適用を受けるためには、次のことが必要です（詳細は図表参照）。

- ① 請求書・領収書等に消費税込みの請求金額・領収金額（「区分記載請求書等保存方式」の記載事項）が記載されていること
- ② 帳簿に「80%控除対象」など、経過措置の適用を受ける課税仕入れである旨の記載

免税事業者等との取引においては、メールや建設業等で使用される出面、請求書の形式が整っていない文書等のやりとりだけで済ませてしまうこともあるかもしれません。基本的には、請求書・領収書等に前記①の内容が



記載されていれば問題ありませんが、「本体価格のみ」など、記載要件を満たしていない請求書等*の場合や、請求書等が発行されていない場合には、仕入税額控除（経過措置の適用）が受けられないので注意しましょう。

TKC自計化システムでは、免税事業者等からの課税仕入れについて、[52]（課税売上げ）または[72]（売上げ共通）の課税区分を使用しますが、そもそも記載要件が満たされている請求書等であるかどうか、まずはきちんと確認することをあらためて徹底しましょう。

*免税事業者等から受け取った請求書等に不備があった場合、一部の記載事項に限り買手側が追記して保存することが認められています。

令和8年9月30日までに 仕入先と交渉しよう

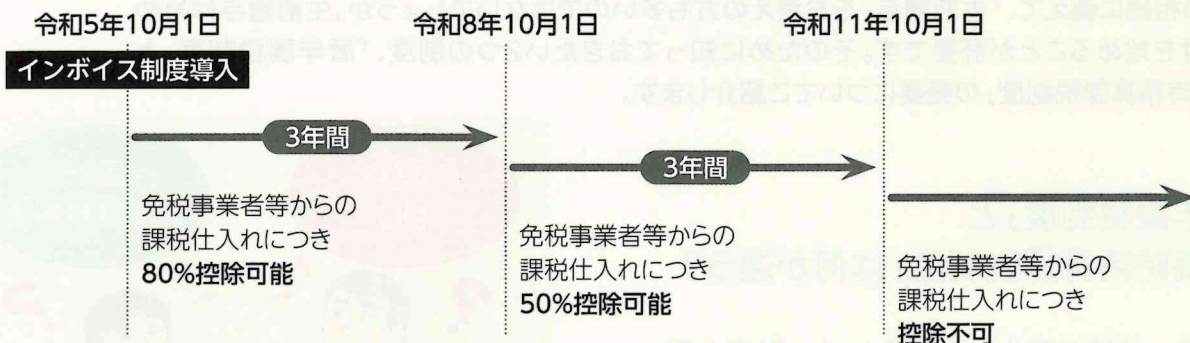
経過措置が終了すると、買手は仕入税額控除が受けられなくなり、結果として、消費税の納税額が増加することになります。

そのため、控除割合が80%から50%に引き下げられる令和8年9月30日までに、取引条件等を含めた仕入先と交渉の機会を持つことを検討してみましょう。

仕入先との交渉にあたっては、下請法や独占禁止法、フリーランス法等が定めるルールに違反しないようにしなければなりません。

図表 免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置

経過措置を適用できる期間



経過措置の適用を受けるための「帳簿・請求書等」の要件

免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置の適用を受けるためには、次のとおり一定の事項が記載された「帳簿」および「請求書等」の保存が必要です。

(1) 帳簿

「区分記載請求書等保存方式」の記載事項に加え、例えば、「80%控除対象」「免」など、経過措置の適用を受ける課税仕入れである旨の記載が必要です。具体的には、次の事項です。

- ① 課税仕入れの相手方の氏名または名称
- ② 課税仕入れを行った年月日
- ③ 課税仕入れに係る資産または役務の内容（課税仕入れが他の者から受けた軽減対象課税資産の譲渡等に係るものである場合には、資産の内容および軽減対象課税資産の譲渡等に係るものである旨）および経過措置の適用を受ける課税仕入れである旨
- ④ 課税仕入れに係る支払対価の額

(2) 請求書等

「区分記載請求書等」と同様の記載事項が必要です。具体的には、次の事項です。

- ① 書類の作成者の氏名または名称
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産または役務の内容（課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容および軽減対象資産の譲渡等である旨）
- ④ 税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の税込価額
- ⑤ 書類の交付を受ける当該事業者の氏名または名称

※ 免税事業者等から受領した請求書等の内容について、③かつ④の「軽減対象資産の譲渡等である旨」および④の「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の税込価額」の記載がない場合に限り、受領者（買手側）が自ら請求書等に追記して保存することが認められています。

そのほか、インボイス制度に関しては次の国税庁サイトも参考にしてください
「インボイス制度に関するQ&A目次一覧」
(令和6年8月1日現在)



免税事業者等からの（インボイスではない）
区分記載請求書等の記載例

⑤ 請求書	
〇〇(株)御中	① (株)△△
令和6年10月分	請求金額 43,600円
10月1日	割りばし 550円
10月3日	牛肉 ※5,400円
②	③
⋮	
合計	43,600円
(10%対象 22,000円)	
(8%対象 21,600円)	
③	④ ※は軽減税率対象

知っておきたい 「生前贈与」のイロハ

将来の相続に備えて、「生前贈与」をお考えの方も多いのではないのでしょうか。生前贈与は早めに検討を始めることが肝要です。そのために知っておきたい2つの制度、「暦年課税制度」と「相続時精算課税制度」の概要についてご紹介します。

「暦年課税制度」と 「相続時精算課税制度」は何が違う？

通常、相続が発生した場合には、財産を取得できる相続人やその相続分は民法で定められています。一方、生前贈与の場合には、「誰に（法定相続人以外の人も含む）」「何を」「いつ」「どれだけ」贈与するかを、贈与者（財産をあげる側）・受贈者（財産をもらう側）の合意のもとで、あらかじめ決めることができる——という利点があります。

生前贈与により財産をもらった受贈者には、原則として贈与税の納税義務が生じます。そして、その課税方法には**暦年課税制度**と**相続時精算課税制度**の2つがあります（図表）。

暦年課税制度は、1年間（1月1日から12月31日まで）に贈与を受けた財産の合計額から基礎控除額110万円を差し引いた残額（基礎控除後の課税価格）に、所定の税率（10%~55%）をかけて贈与税額を計算します。同制度の利用には特段の要件・制限等はありません。

相続時精算課税制度は、贈与者から1年間に贈与を受けた財産の合計額を基に、一定の税率（20%）で贈与税を計算して「仮払い」し、相続発生後、贈与された財産を相続財産に加算した上で、相続税額から「仮払い」した贈与税の分を差し引く（精算する）制度です。

同制度の利用には一定の要件があり、原則として、①贈与者が60歳以上②受贈者が18歳以上かつ贈与者の直系卑属である推定相続人または孫——の要件を満たす場合に利用できます。また、受贈者は、初年度に「相続時精算課税選択届出書」の届出が必要です。



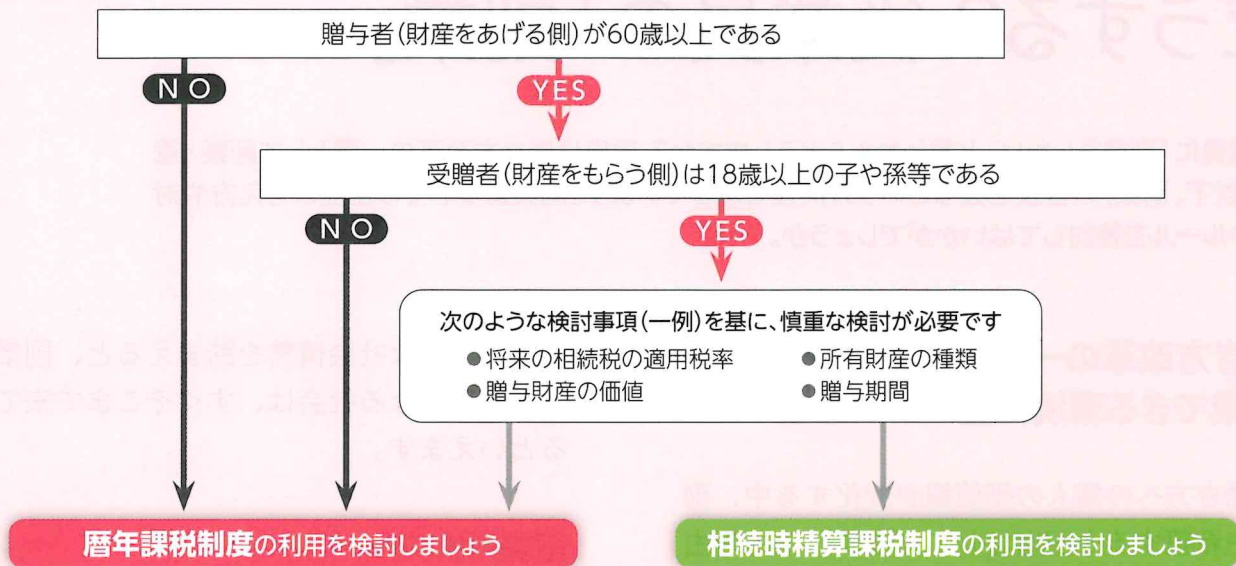
**どちらの制度が適切かは慎重な検討が必要
早めに会計事務所に相談を!**

暦年課税制度は、低税率での生前贈与を早めに進めておける利点があります。また、基本的に、毎年110万円の基礎控除額以内であれば贈与税申告も不要です。ただし、相続発生後には、相続開始前の7年間分の贈与財産が相続財産に加算されます（経過措置あり。相続開始4~7年前の贈与からは100万円を控除）。

相続時精算課税制度は、今年から改正され、特別控除2,500万円のほか、毎年110万円の基礎控除を適用できることになって使い勝手が良くなりました。基礎控除の範囲内であれば、相続財産に加算されない（「持ち戻し」がない）ため、将来の相続税負担を軽くすることが期待できます。ただし、相続発生後には、必ず相続税申告をする必要があります。また、同制度を選択した贈与については、その後暦年課税制度に戻すことができない点に注意が必要です。

財産の状況や家族構成等により、どちらの制度が有利であるかの判断は非常に難しく、慎重な検討が必要です。生前贈与をお考えの方は、早めに当事務所までご相談ください。

図表 暦年課税制度・相続時精算課税制度とその選択の目安



		暦年課税制度	相続時精算課税制度
基本事項	贈与者(贈与する人)	誰でも可	60歳 ^{*1} 以上の父母や祖父母
	受贈者(贈与を受ける人)	誰でも可	18歳 ^{*1} 以上の子や孫等
	制度の選択	選択制なし	贈与者と受贈者の組み合わせごとに選択
	基礎控除額等	毎年110万円	毎年110万円の基礎控除 その他生涯で特別控除額2,500万円
	届出の必要性	届出不要	最初に贈与を受けた年の翌年3月15日までに届出が必要
贈与税の計算	控除後の課税価格	贈与財産額 - 基礎控除額	贈与財産額 - 基礎控除額 - 特別控除額
	税率	18歳 ^{*1} 以上の子・孫等(特例税率) 上記以外(一般税率) いずれも10%~55%の累進税率	一律20%
	申告の必要性	110万円を超えると申告が必要	110万円を超えると申告が必要 (特別控除枠内であっても申告は必要)
相続税の計算	生前贈与の加算	相続開始前7年以内の贈与は相続財産に加算 ^{*2*} (8年前以前の贈与については相続税はかからない)	毎年110万円超の額は過去にさかのぼって制度を選択した年以降分すべて相続財産に加算される ^{*3}
	贈与税額の控除	贈与税額は相続時の相続税から控除される(控除しきれない贈与税額の還付なし)	贈与税額は相続時の相続税から控除される(控除しきれない贈与税額の還付あり)

※1 年齢はその年の1月1日で判定。

※2 相続または遺贈により財産を取得した者に限る。令和8年末までの相続等では相続開始前3年以内。令和9年1月1日以後の相続等から順次加算期間が延長され、令和13年1月1日以後の相続等から加算期間が7年となる。相続開始前3年超7年以内の贈与財産からは100万円を控除。

※3 贈与財産は贈与時の課税価格で計算。

シミュレーション 資産1億円/長男と長女に毎年110万円の生前贈与を7年間続けた後に相続が発生

	暦年課税制度	相続時精算課税制度
贈与財産価額	1,540万円 ^{*a}	1,540万円 ^{*a}
贈与税額(A)	0万円	0万円
贈与後の相続財産	8,460万円	8,460万円
相続時精算課税制度の適用財産の加算額	—	0万円
加算される暦年課税分の贈与財産価額	1,340万円 ^{*b}	—
相続税の課税価格	9,800万円 ^{*c}	8,460万円
相続税額(B)	740万円	539万円
税額合計(A)+(B)	740万円	539万円

※a 110万円×7年×2名 ※b (110万円×7年-100万円)×2名 ※c 8,460万円+1,340万円



どうする？ 従業員の「副業」

従業員に「副業をしたい」と言われたらどうしますか？ 政府は働き方改革の一環として副業・兼業(以下、副業)の普及を図るという方向性を示しています。副業についての自社の考え方や対応のルールを検討してはいかがでしょうか。

働き方改革の一環として 副業できる環境は整いつつある

働き方への個人の価値観が変化する中、副業を希望する人が増加しています。その理由として、「収入を増やす」「今の仕事だけでは生活が厳しい」「スキルアップ」「自分が活躍できる場を広げる」等が挙げられます。また、就業の形態も正社員、パート・アルバイト、会社役員、起業による自営等さまざまです。

政府は、働き方改革の一環として副業の普及促進を図り、「希望者が原則として副業を行うことができる社会にする」との方向性を示しています。

厚生労働省は「副業・兼業の促進に関するガイドライン」(令和4年7月改定)において、「原則、副業を認める方向とすることが適当である」として、副業に関する環境整備を行っています。具体的には、「モデル就業規則」を改定し、それまでの「許可なく他の会社等の業務に従事しないこと」という文言を削除。新たに「労働者は、勤務時間外において、他の会社等の業務に従事することができる」という副業についての規定を設けました。



このような社会情勢を踏まえると、副業が当たり前となる社会は、すぐそこまで来ているといえます。

就業規則で 副業に関するルールを整備しておこう

企業にとっても、従業員が副業を行うことにより「社内では得られない知識・スキルを獲得できる」「社外から新たな知識・情報や人脈を得ることで事業機会の拡大につながる」等の効果が期待される一方で、次のようなリスクが挙げられます。

- 過剰労働や本業に専念できない
- 業務上の秘密やノウハウが漏洩する
- 競業により自社の利益が害される
- 労務管理等が煩雑になる など

副業自体への法的な規制はなく、裁判例では、「労働者が労働時間以外の時間をどのように利用するかは、基本的には労働者の自由である」として副業を認めています。例えば、日中は会社員として働き、夜間や休日に個人として仕事を請け負うことが可能です。その一方で、自社の業務への支障がある、業務上の秘密が漏洩するなど、企業の利益や信頼を損なうおそれがあるときは、副業の禁止や制限することを認めています。

したがって、例えば、就業規則に「原則として、従業員は副業を行うことができる」とした上で、例外的に副業を禁止、制限する場合の規定を設けるといった対応をすると良いでしょう。

具体的には「課長職以下の従業員のみ」に副業を認める「家業を手伝うことは認める」「競合他社での勤務は認めない」「届出制とする」等の規定が考えられます。就業規則に副業のルールを規定しておかないと、知らないうちに従業員が副業をしても止めさせることができないおそれがあります。

就業規則は企業が独自に制定する、企業と従業員が守るべきルールですが、就業規則そのものがない中小企業も見受けられます。「副業をしたい」と従業員から申し出があったときに備えて、副業のルールを含めて、就業規則の整備を検討してはいかがでしょうか。

厚生労働省Webサイト
「モデル就業規則について」
(令和6年8月1日現在)



副業を認める場合は 労働時間の管理が必要

副業を認める場合には、就業規則の整備のほか、以下の取り組みをすると良いでしょう。

(1) 副業の内容を把握する

副業を行う従業員の安全や健康に支障がないか、禁止・制限の条件に該当しないか等を確認することが望ましいでしょう。確認事項としては、副業先の事業内容、副業先での業務内容や労働時間、始業・終業時刻、労働契約の期間等があります。確認した内容については、従業員との間で「合意書」等を交わすと良いでしょう。

(2) 労働時間を管理する

従業員が正社員やパート・アルバイト等として雇用される形で副業を行う場合、原則として、自社での労働時間と従業員の申告等で把握した副業先での労働時間を通算し管理しなければなりません。通算の結果、時間外労



働が発生した場合には、割増賃金を支払うこととなりますが、自社と副業先のどちらが支払うかはケースによって異なりますので注意が必要です。

また、従業員の健康を確保する必要もあるため、状況に応じて、時間外・休日労働の免除や抑制を行うことが考えられます。

副業の詳細、様式例等は下記の厚生労働省Webサイトを参考にしてください。

厚生労働省Webサイト
「副業・兼業」
(令和6年8月1日現在)



副業時の 年末調整と確定申告

① 従業員が2か所から給与を受け取る場合

一般的に本業の勤務先を「主たる給与」の勤務先として年末調整を行います(従業員から「扶養控除等申告書」の提出が必要)。

源泉徴収税額の計算は、「主たる給与」の勤務先は税額表の「甲欄」、「従たる給与」の勤務先は税額表の「乙欄」で行います。

「従たる給与」については年末調整ができないため、確定申告によって所得税の精算が必要です。

② 従業員が個人として仕事を請け負う場合

事業所得もしくは雑所得として確定申告が必要です(雑所得の場合は年間20万円以下であれば確定申告は不要)。

SNS時代の必須リテラシー 「著作権」のきほん



artbesouro/PIXTA

スマホで写真や動画を撮り、アプリで加工し、SNSにアップしてシェア——。いまや当たり前となったこの一連の流れが、もしかしたら、知らず知らずのうちに他人の「著作権」を侵害している行為となっているかもしれません。

そもそも「著作権」とは？

著作権とは、自分の著作物（写真、動画、イラスト、音楽、小説などの作品）を他人に勝手に利用されない権利のことです。他人の著作物を利用する場合、原則として、著作者等から許諾を得る必要があります。無断で利用すると、次のような刑事罰（原則）を科せられることがあります（刑事罰に加え、損害賠償請求等の民事による対抗措置を受ける可能性もあります）。

【個人】10年以下の懲役または1,000万円以下の罰金（あるいはその併科）

【法人】3億円以下の罰金

個人的に利用する場合（私的利用）など、一定の条件を満たせば例外的に無断で使えることがありますが、無許可で不特定または多数の目に触れるネット上に公開することは、著作権者の権利を侵害する行為にあたります。自ら購入したもので、それを複製して著作権者の許可なくネット上に公開・転載すれば権利侵害となります。

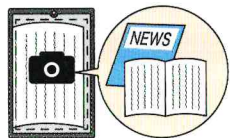
ネット上への公開だけでなく、違法と知りながら動画等の著作物をダウンロードした場合も（私的利用の範囲でも）、著作権侵害行為として、2年以下の懲役または200万円以下の罰金（あるいはその両方）が科せられます。

このほかにも、著作権についてはさまざまなルールが定められています。文化庁公表の「著作権テキスト」（右の二次元コードから参照可能）も参考にすると良いでしょう。

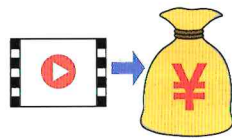


（令和6年8月1日現在）

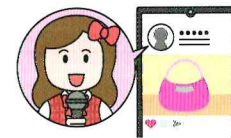
それダメ! SNSでついやってしまいがちな「NG」事例



新聞や雑誌等の記事を写真やスクリーンショットに撮り、SNSにアップすること



撮影・録音が禁じられている動画やライブ配信をSNSで公開したり販売したりすること



他人の著作物である写真やイラスト等を、無断でSNSのアイコンに使用すること

【参考】文化庁「令和6年度著作権テキスト」・総務省Webサイト「上手にネットと付き合おう! 安心・安全なインターネット利用ガイド」等

今月のことば

身を以て人を率ゆ 上杉鷹山(米沢藩主)

明和4年(1767年)、わずか17歳で家督を継ぎ、米沢藩主となった上杉鷹山。当時、深刻な財政難に陥っていた藩を立て直すために12か条から成る大俵約令を発令。一部の重臣からの猛反発に遭いながらも、自ら食事は一汁一菜、普段着は木綿にするなど率先して「質素・儉約」に徹底して取り組み、藩政改革を断行した。この言葉には、組織のリーダーが持つべき心構えが端的に示されている。

出典:『米沢鷹山公』(朝野新聞社)